

中部運輸局海上安全環境部

令和5年2月3日（金）

輸送の安全の確保に関する指導文書の発出について

中部運輸局では、令和4年6月30日に有限会社観光旅館福寿荘に対して海上運送法第25条に基づく立入検査を実施しました。

立入検査の結果、安全管理規程に違反する事実を確認し、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和5年2月3日

2. 事業者の概要

事業者の名称：有限会社観光旅館福寿荘
事務所の位置：三重県志摩市磯部町渡鹿野517
代表者名：代表取締役 木村 圭仁朗

3. 法令違反等の概要

令和4年4月23日に北海道知床沖で発生した遊覧船事故を契機として、国土交通省が実施した全国の旅客船事業者に対する安全対策における一連の取組の中で、有限会社観光旅館福寿荘が経営する旅客不定期航路事業において、運航管理者の解任及び選任の届出がなされていないことが判明した。

これを受けて、当局が令和4年6月30日に海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、令和4年4月1日に運航管理者の変更があったにもかかわらず、解任及び選任に係る届出が行われていないこと、また実施した安全教育の概要を記録していなかったこと等、安全管理規程違反が確認された。

4. 指導の内容

下記に係る措置について、令和5年3月5日までに当局あてに文書にて報告すること。

- ① 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を社内に周知徹底することについて主体的に関与すること。
- ② 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令及び安全管理

規程の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底し、事案の再発防止に向けて輸送の安全を確保するために必要と認められる事項についての安全教育を遅滞なく実施すること。

- ③ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第50条に基づき、年1回以上事故処理に関する訓練を実施し、その概要を記録すること。
- ④ 運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、実施した安全教育の概要を記録すること。

連絡先

中部運輸局海上安全環境部
運航労務監理官 服部・松井
TEL 052-952-8012